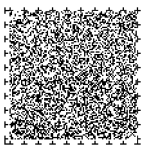




せたがや 農業通信

令和6年度

世田谷の農業の概要



世田谷の農業

INDEX

世田谷の農業

「まちの畑は役に立つ」

〜農業・農地の多面的機能の紹介〜
世田谷農業の変遷

「せたがやそだち」を

味わい、楽しもう！

参加しよう〈農業イベント〉
体験しよう〈農業体験〉

収穫しよう〈ふれあい農園〉

食へに行こう・買に行こう

〈せたがやそだち使用店

買ってみよう〈直売所〉

「世田谷の農業」現状レポート

世田谷農業を取り巻く最近の状況

区の取り組み

世田谷区農業振興計画

農業者への支援

都市農地保全の取り組み

数字でわかる「世田谷の農業」

世田谷区では、江戸時代より大消費地江戸の

近郊にある農村として、江戸町民たちに様々な農産物を供給してきました。農地面積や農家戸数は年々減少しているものの、現在でも東京23区内において農地面積は練馬区に次ぐ2番目の規模で、生産される農産物は旬の野菜や果実、季節の草花など多岐にわたっています。

都市部での農業・農地は新鮮な農産物の供給をはじめ、農作業体験や収穫体験などによる地域コミュニティの形成と地域に潤いのある景観をもたらしとともに、農地・農産物を利用した食育・教育、災害時には地域住民の一時的な避難場所としての機能が期待されるなど、多面的な機能を有しています。

まちの畑は役に立つ

〜農業・農地の多面的機能の紹介〜

やすらぎや
潤いをもたらす
景観

農地は、住宅が密集する都市部の中で貴重な緑地空間として良好な景観を保持するとともに、人々の心を和ませ、四季折々の季節感を伝えます。



レクリ
エーション
の提供

農地は、区民農園や体験農園などを通じて、農業や自然と触れあうなどレクリエーションの場を提供し、農家と区民との交流の場にもなっています。



食育の場

農業・農地が身近に存在することで、子どもたちが土に触れる機会が増し、農業への理解が深まることで「食」や「農」の大切さを学ぶ場になります。



新鮮で安心な
農産物の提供

区内で生産される新鮮で安心な農産物は、農家の庭先やJAの共同直売所で販売されたり、地域の飲食店などで利用されたりするなど、「地産地消」の実現に役立っています。



環境保全

農地は、都市部における緑地空間として、ヒートアイランド現象の緩和、雨水などに含まれる養分の分解による水質浄化など、自然環境を保全しています。



災害時の
防災空間

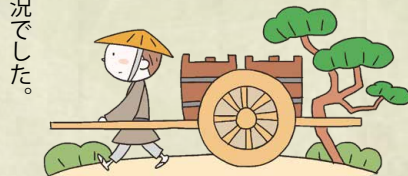
農地は、住宅が密集する都市部における火災の延焼防止効果や、災害時には地域住民の一時的な避難場所、仮設住宅用地の役割も期待されます。



野菜

江戸〜明治期

江戸時代以降、世田谷区一帯は江戸・東京近郊の農村として発達してきました。米・麦・大豆などの穀物、大根やナス、キュウリなどの野菜、柿や栗などの果実、薪炭などを供給する一方で、江戸まで下肥を汲み取りに出かけ、田畑で用いる肥料にするなど、都市と農村の間に資源循環のシステムが構築されていました。



明治時代の後半に入ると、東京市の急激な市街地化と人口の激増により、膨大な量の食料が必要となりましたが、当時は交通網が十分発達していなかったことから、傷みが早く遠距離輸送に耐えられない野菜や果実の供給は、近郊の農村に依存しなければならぬ状況でした。

一方、農家側も明治6年の地租改正以来税負担が増え、自給自足の経営から現金増収を迫られ、野菜の生産に力を入れるようになりました。加えて、軍施設が世田谷へ移転してきたことにより、膨大な量の野菜の需要が生じ、区内農家は共同体制で出荷することで、多大な利益を収めるようになりました。こうして、世田谷の農業は野菜栽培に主力が移り、二毛作・三毛作が行われ、農業の集約化が始まり、大消費都市近郊の有利性を最大限に活かした野菜の供給地として発展していきました。

大正期

大正時代末期になると、交通機関が発達し、遠隔地の農村でも野菜を出荷できるようになりました。地の利だけでは野菜の供給を独占できなくなりました。そこで、区内の軍施設から大量に供出されるボロ（馬糞や敷藁）を利用し、温床による野菜の促成栽培に取り組むようになりましたが、高値で取引される利益の大きいトマトやナス、キュウリ、イチゴなどの促成栽培は、高知県、愛知県など暖地園芸の産地拡大により大規模に生産されたものが東京の市場に参入し、次第に不振となっていきました。さらに、関東大震災（大正12年）後の急激な人口の増加は、東京近郊をも市街地化し、食料の消費も増大させました。



このため、全国各地の農産物が東京の卸売市場に集中し、従来の野菜や穀物の生産だけでは世田谷で農業の経営が難しくなったことから、離農して自給分だけを耕作する区内農家も数多くいました。

昭和初期

昭和に入ると、時代は戦時体制下へと移り、兵役の招集や軍需産業への動員により労働力は不足し、肥料や農機具の生産も停滞し、農業生産は目立って低下していきました。

また、戦時中から終戦直後は極度の食糧難で、生産の主体だった野菜の作付けが統制され、主穀作物（米麦やイモ類）の供出を割り当てられた時期もありました。

戦後

戦後は、昭和22年から25年にかけて行われた農地改革によって、小作農家は自作地を得ることができましたが、半面、面積が小規模で経済的に不安定な自作農家が多数創出されました。

このため、人口増加と地価高騰のなかで農地を売却またはアパート等に転用するなど、農家の離農や兼業が急速に進み、昭和30年を過ぎると、兼業農家が専業農家を上回るようになりました。

世田谷区の代表的な作物としては、一年を通じて栽培できる小松菜などの軟弱野菜、他県の輸送荷と東京近郊の地場荷が出荷される前の端境期に出荷する早採りキュウリなどの果菜類が挙げられます。



この早採りの促成栽培に貢献したのは、昭和20年代末頃から普及したビニール利用によるトンネル栽培でしたが、その後の早期出荷競争の激化や都市化による農地の減少で、集約的な栽培が必要となり、トンネル栽培はビニールハウス栽培へと変化していきました。

現在

現在、農家の多くは面積30a未満の小規模経営のため、区民ニーズに合わせた様々な種類の野菜を主に露地栽培で生産し、収穫した野菜は農家自身の畑の横などに設置した直売所や、JAの共同直売所などで販売しています。

ちなみに、世田谷ゆかりの野菜としては、大蔵大根、下山千歳白菜、城南小松菜などが挙げられます。

最近では、地元で採れた野菜を使用する飲食店なども出てきており、また、区立小・中学校の給食にも地元で採れた野菜を使用する機会も増えるなど、地産地消の役割にも貢献しています。



世田谷農業の変遷

果樹

世田谷区一帯では、柿、栗、梅などが古くから栽培されていましたが、昭和30年頃に区内でブドウの栽培が始まり、その後はキウイ、リンゴ、梨、ブルーベリーなども栽培されるようになりました。

区が実施するふれあい農園事業（果樹園）では、ブルーベリー、梨、リンゴ、ブドウ、プルーン、栗、みかんなどの収穫が体験できます。



稲作と水田

世田谷区一帯の地形は、水利の便の良くない台地が大部分を占めていたため、水田は少なく、農地のほとんどは畑でした。江戸時代に玉川上水から分水した農業用水が整備され、用水路周辺には豊かな田園風景が広がっていましたが、昭和30年以降の急激な都市化で農業用水が汚染され、水田の用水として使用できなくなりました。区内の水田は畑地や学校・公園用地、宅地となり、農業としての水田・稲作は昭和50年代に幕を閉じました。

現在、区内に残っている水田は、次大夫堀公園内にある教育田のみとなっています。



畜産業

世田谷区は23区内の近郊農業地帯の中でも、比較的早くから養豚や養鶏、酪農などの畜産業が行われていました。昭和40年代を境に住宅の増加に伴い減少し、現在はほとんど行われていません。



花き・園芸

世田谷区の花きは、都市近郊の利点を活かした、花き園芸の先駆的役割を果たしてきました。

明治33年に当時の荏原郡駒澤町でシクラメン栽培が始まり、大正時代に入ると、世田谷区玉堤から大田区田園調布の多摩川沿岸にガラス温室群が建設され、カーネーションの集団施設栽培が始まりました。

この温室群は玉川温室村と呼ばれ、昭和13〜14年の最盛期には、経営者35名、温室面積4万3千㎡余、カーネーションを中心にシクラメン、ユリの切り花、洋ラン、観葉植物を生産し、先駆的な栽培技術や農業経営は、全国から注目を集めました。

しかし、戦時中の食料増産に伴う生産統制、兵役招集による労働力不足、資材の制限、温室に使われていた鉄材やガラス等の供出、一部の温室の取り壊し等により、玉川温室村は衰退していきました。

戦後は、周辺の宅地化による生産環境の悪化、政府の構造改善事業で、大型温室団地を導入した花き生産が全国各地で行われるようになり、経営者も他県へ移転するなど次第に離散し、玉川温室村は姿を消しました。現在は、温室村があった地のバス停にその名を残すのみとなっています。



この他、烏山、八幡山を中心に昭和35年頃までダリアが、宇奈根では平成初期まで温室バラが栽培されていました。

また、戦前・戦後を通して、盆栽や菊の栽培も盛んに行われていました。



現在は、パンジーやビオラなどのポット苗や鉢物、トルコ桔梗やユリなどの切り花、枝物、植木等が生産され、市場出荷、農家の栽培場所や直売所・JAの共同直売所で販売されています。

「せたがやそだち」を 味わい、 楽しもう!



参加しよう 農業イベント

区では、区内農家が丹精を込めて栽培した花や野菜などを一堂に集めるための農業イベントを開催しています。イベント期間中は農産物の品評展示会や展示品の即売などの催しがあります。

4月
&
11月

世田谷の花展覧会

4月中旬と11月上旬の年2回、花き生産農家が丹精を込めて栽培した花(鉢物・花苗・野菜苗・切り花・盆栽・アレンジなど)の展覧会を開催しています。園芸相談や園芸教室、園芸即売市、チャリティー園芸せり市のほか、最終日には展示品の即売が行われます。※11月は世田谷区農業祭と同時開催です。



6月

世田谷区夏季農産物品評会

6月中旬に、農家が丹精を込めて栽培した夏野菜(トマト・ナス・キュウリ・玉ねぎ・ジャガイモなど)や果樹(梅・ブルーベリーなど)、花き類の品評会を開催しています。品評展示会の後には、展示された農産物の即売が行われます。また、農家による新鮮な夏野菜の即売市や園芸即売市・野菜ソムリエによるミニ野菜講座などが行われます。



11月

世田谷区農業祭

11月上旬に、農家が丹精を込めて栽培した秋野菜(大蔵大根やその他の大根・ブロッコリー・キャベツ・里いも・小松菜など)や果樹(ユズ・柿など)の品評会を開催しています。品評展示会の後には、展示された農産物の即売が行われます。また、農家による新鮮な秋野菜の即売市や大蔵大根の即売、けんちん汁の試食チャリティー、区内農産物を使用した宝船の展示や宝船で使った農産物の即売(宝分け)などが行われます。※世田谷の花展覧会と同時開催です。



体験しよう 農業体験

区では、区民農園や農業体験農園など、区内にしながら農業体験を楽しむことができます。各事業の詳細は、区のおしらせ「せたがや」または区のホームページをご確認ください。

区民農園

区民の方が土に触れ、自由に花や野菜づくりを楽しむ場として、令和6年4月1日現在、世帯単位で利用する「ファミリー農園」を22園開園しています。農園内には水道、農機具等(クワ、スコップ等)が備えられています。ファミリー農園の利用期間は、3月から2年後の1月末までの1年11か月です。募集は例年11月頃、空き区画があった場合のみ行います。



農園名	農園所在地	面積 (平方メートル)	総区画数
第二桜丘四丁目	桜丘4-4-18	330	11
赤堤二丁目	赤堤2-39-9	842	34
第二赤堤二丁目	赤堤2-27-8	789	32
第二上用賀	上用賀6-6-20	672	28
上用賀二丁目	上用賀2-4-4	1,390	50
中町二丁目	中町2-27-13	1,795	78
深沢四丁目	深沢4-1-15	1,338	52
深沢七丁目	深沢7-25-14	1,821	53
祖師谷六丁目	祖師谷6-15-11	1,001	41
千歳台二丁目	千歳台2-14-20	1,934	58
砧五丁目	砧5-9-18	1,448	76
成城七丁目	成城7-35-32	1,027	26
成城八丁目	成城8-7-23	790	30
喜多見三丁目	喜多見3-5-18	699	19
喜多見四丁目	喜多見4-32-1	1,471	57
岡本前耕地	岡本2-15-35	472	16
岡本の丘	岡本2-34-15	1,610	47
北烏山	北烏山8-3-14	1,401	63
上祖師谷二丁目	上祖師谷2-31-7	1,641	69
粕谷二丁目	粕谷2-7-7	835	25
上北沢一丁目	上北沢1-25-1	1,603	61
給田三丁目	給田3-4-17	813	26

※令和6年4月1日現在

3月
~
1月

農業体験農園

農業体験農園は、区内の農家が開設し、管理・運営を行う農園です。種や苗、農機具等は園主が用意します。入園者は、園主の作付け計画に従って、指導を受けながら種まきから収穫までの一連の農作業を行うため、初心者でも安心で、高品質の野菜を作ることができます。利用期間は3月〜翌年1月末までの11か月で、募集は例年12月頃、各園に空き区画があった場合のみ行います。

農園名	農園所在地	区画数
羽根木体験農園	代田4-32	13
千歳台体験農園	千歳台4-4	42
桜丘体験農園	桜丘5-2	30
アグリ紺屋(こうや)	宇奈根3-8	9
上用賀体験農園	上用賀3-4	15



4月
~
6月
9月
~
11月

農作業体験塾

区内農家の指導により、花や野菜の種まきから収穫・出荷までの一連の農作業を体験することが出来ます。体験期間は約3か月で、週1回2〜3時間程度の農作業を行います。年2回、3月頃に春(4月〜6月)、8月頃に秋(9月〜11月)の参加者を募集します。



4月
~
2月

次大夫堀自然体験農園

次大夫堀公園内にある自然体験農園(喜多見5-26)では、農家の指導により農作業を体験し、一定の技術を得て農業サポーター(※)として活動できる方を育成する講習会を実施しています。講習会は4月から翌年2月まで、毎月1〜4回程度の開催で、畝作りから種まき、収穫までの一連の作業を体験します。参加資格は18歳以上の区民で、例年2月頃に募集を行います。



※農業サポーター：区内農家が高齢・病気などの理由で営農が一時的に困難となった場合に、農作業を支援するボランティア。

収穫しよう ふれあい農園

区内の農園で、野菜・果樹の収穫や花の寄せ植えづくり体験を行っています。当日現地にて先着順のものや、事前応募が必要なものなど参加方法が異なりますので、詳細は区のおしらせ「せたがや」または区のホームページをご確認ください。

また、前年度の開園状況等をもとに「ふれあい農園マップ」を作成しています。都市農業課、出張所、まちづくりセンター、図書館等で配布していますので、ご利用ください。



野菜・果樹収穫体験

区内の生産者が栽培した季節の野菜や果樹の収穫を楽しむことができます。とれたての瑞々しさを味わってみてください。



花の寄せ植えづくり体験

区内で花苗や切花を生産している農家の圃場で寄せ植えづくり体験を実施しています。花き生産農家が講師となり、季節の花苗を使った本格的な寄せ植えをすることが出来ます。



買って みよう 直売所

区内産農産物「せたがやそだち」は、農家の個人直売所やJAの共同直売所、約260か所で購入することができます。



のぼり旗が目印の直売所

このうち、掲載の了解を得た約120か所の直売所情報を紹介した「世田谷農産物直売所マップ」を発行しています。都市農業課、出張所、まちづくりセンター、図書館等で配布していますので、ご利用ください。



「せたがやそだち」ロゴマーク

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップとPRを図るため、区内で生産された野菜や果実、花に表示するロゴマーク「せたがやそだち」を、平成11年12月に作成しました。直売所ののぼり旗や袋、野菜を束ねるテープなどにロゴマークを表示していますので、新鮮で安全な区内産農産物の目印にしてください。



キャッチフレーズ「せたがやそだち」と大地に生える双葉をモチーフにしたロゴマーク (商標登録番号 5483670号)

JA 東京中央千歳地区	ファーマーズマーケット 千歳烏山	営業時間：AM 10:00~PM 6:00 定休日：木曜日	南烏山6-28-1 旧甲州街道沿い ☎5313-7711
JA 東京中央砧地区	ファーマーズマーケット 二子玉川	営業時間：AM 9:00~PM 4:30 定休日：月曜日	鎌田3-18-8 ☎3708-1187
JA 世田谷目黒	農業生産部 即売会	開催時間：AM 9:00~正午(予定) 開催日：6月・7月・11月・12月の毎週火曜	ファーマーズセンター 桜新町2-29-1

ふれあい農園一覧

品目	開園時期
たけのこ掘り	4月上旬~中旬
たまねぎの収穫	5月
いちごつみとり	5月
3種野菜の収穫	5月中旬~下旬
梅のもぎとり	5月中旬~下旬
じゃがいも掘り	6月中旬~7月中旬
親子で夏野菜の収穫	6月下旬~7月上旬
えだまめの収穫	6月下旬~7月
夏野菜の収穫	6月下旬~8月上旬
ブルーベリーつみとり	7月~8月
ナシもぎとり	8月
ブドウもぎとり	8月上旬~9月中旬
プルーンつみとり	8月中旬~下旬
栗ひろい	9月
リンゴもぎとり	9月~11月上旬
いも掘り	10月~12月上旬
親子で秋野菜の収穫	11月中旬
大根の引っこ抜き	11月中旬~下旬
みかん狩り	11月中旬~12月上旬
花の寄せ植えづくり	11月中旬~下旬・1月下旬
4種野菜の収穫	11月下旬
冬野菜の収穫	11月下旬~12月
いちご狩り	12月下旬~6月中旬
トマトの収穫	2月

※生育状況等により実施時期を変更・中止する場合がありますので、ご了承ください。

食べに行こう 買ったに行こう

せたがやそだち 使用店

世田谷区では「せたがやそだち」の魅力を発信し、地産地消を推進していくために、メニューに区内産農産物を使用している飲食店や販売店等の登録制度を実施しています。

制度の詳細や登録店、納品している農家の一覧等下記URLからご覧いただけます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/008/001/d00183538.html>



「東京都エコ農産物」

東京都エコ農産物は、たい肥等による土づくりの技術を取り入れ、化学合成農薬と化学肥料を都が定めた一般的な使用基準から削減して栽培されたもので、削減割合に応じて都が認証します。



認証区分	化学合成農薬の削減割合			
	25%以上	50%以上	100% (不使用)	
化学肥料の削減割合	25%以上	東京エコ25	東京エコ25	東京エコ25
	50%以上	東京エコ25	東京エコ50	東京エコ50
	100% (不使用)	東京エコ25	東京エコ50	東京エコ100

令和6年1月現在、世田谷区で26農家が認証を受けています。

【制度の詳細は、東京都農林水産部のホームページをご覧ください。】
(<http://www.sangyo-rodometro.tokyo.jp/nourin/>)

せたがやの地場野菜 「大蔵大根」

大蔵大根は、江戸時代に豊多摩郡(現在の杉並区あたり)の源内という農民が作り出した「源内つまり大根」が原種と言われ、後に世田谷の大蔵原に伝わり改良を重ねて「大蔵大根」となりました。円筒形で先端が丸くつまっているのが特徴で、世田谷の各地で栽培されていました。青首大根の普及により少しづつ姿を消していきました。

しかし、平成9年に地元ゆかりの野菜を作ろうと区内農家が栽培を再開し、今ではせたがやそだちの野菜の一つとして人気を得ています。大蔵大根は11月中旬~12月中旬にJAの共同直売所や農家の庭先販売などで買うことができます。



JA 東京中央 千歳生活センター
〒157-0063 世田谷区粕谷 3-1-1
☎ 03-3308-6622

JA 東京中央 砧地区生活センター
〒157-0077 世田谷区鎌田 3-18-5
☎ 03-3708-2887

JA 世田谷目黒 本店
〒154-0015 世田谷区桜新町 2-8-1
☎ 03-3428-8111

「世田谷の農業」 現状レポート

世田谷農業を取り巻く最近の状況

令和5年の農家基本調査（調査対象：経営農地面積10a以上の区内農家 調査日：令和5年8月1日現在）によれば、区内農地は75・88haで、生産されている農産物は、大根、ジャガイモ、キャベツ、ブロッコリー、トマトなどの野菜、ブドウ、みかん、柿などの果実、パインジー、ビオラなどのポット苗や花鉢物、ユリやガーベラなどの切り花、植木や盆栽等と多岐にわたっています。

江戸時代から続いてきた世田谷の農業は、昭和21年に制定された自作農創設特別措置法や昭和30年以降の急激な都市化、地価の高騰に伴う高額な税金の負担、他県の大産地化等により大幅に農地面積が減少すると

もに生産規模も縮小していきました。現在、東京23区内では練馬区に次ぐ規模となっていますが、固定資産税や相続税などの負担、周辺の宅地化で農作業に気を使う、収益が上げにくい、後継者の確保が難しい、農業従事者の高齢化などの理由で農地面積や農家・戸数は年々減っています。

区内農家の60%以上は30a未満の小規模経営であるため、他県の産地のように特定の農産物を大量生産し、市場へ出荷するのではなく、多品目の農産物を少量生産し、農家の個人直売所やJAの共同直売所などで販売する、都市農業の利点を活かした「地産地消（地元で生産した農産物を地元で消費する）」が農業経営の主流になっています。

区の取り組み

現在、区では、区内の農業振興と農地保全を図るため、国による都市農業振興基本計画や東京都の東京農業振興プランなどを踏まえ、「世田谷区農業振興計画」に基づき、国の認定農業者制度や区独自の認証農業者制度、農業後継者育成のための「せたがや農業塾」など従来から実施してきた施策に加え、区内産農産物「せたがやそだち」の生産者と利用飲食店等とのマッチング支援、加工品開発など六次産業化支援に向けた新たな農業ビジネス展開や世田谷独自の農地保全制度の検討など、新たな農業振興施策の展開による取り組みを進めています。

世田谷区内に存在する農地や農家の減少を食い止め、次の世代にも残していけるよう、特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化制度の活用や税法など諸制度の改正を国等に働きかけていく必要があります。

これらを進めていくためには、都市部に農地が存在することや都市農業に対して幅広く区民の方々の理解を醸成し、応援団となっていたことが必要です。そのため「顔の見える農業」の推進に加え、多くの区民に対し、農業者と※JA（農業協同組合）、区の3者が協働して、世田谷農業のPRに積極的に取り組んでいます。

（世田谷区内は、JA東京中央とJA世田谷目黒がそれぞれの管轄区域を担当しています。）

農業振興・農地保全に 農地向けて

区内の農地面積は、令和5年8月時点でも約75.88haとなっており、1年前よりも1haほど減少しています。減少を続ける農地を次世代に残していくために、令和2年2月12日に世田谷区は区内を管轄するJA世田谷目黒、JA東京中央とそれぞれ都市農地の保全に関する連携協定を締結しています。この協定に基づき、お互いの情報交換を図りながら都市農地の減少や都市農業の発展という共通課題に連携して取り組んでいくこととしました。

また、区役所内でも都市整備部やみどり政策部門、都市農業部門などが連携して、農地保全並びに農業振興に取り組んでいく体制を構築し、検討を進めています。

※JA…農業協同組合の英語表記（Japan Agricultural Cooperatives）JとAの文字をとってつけられた愛称です。

世田谷区農業振興計画

区では、世田谷という都市部において農業を継続させ、さらに発展させていくためには、長期的・総合的な視点から農業振興施策を推進していくことが必要であると考え、平成31年3月に新たな「世田谷区農業振興計画」を策定しました。この計画は5つの基本方針と15の施策、46の事業により構成されています。

なお、本計画は『都市農業振興基本法』第10条に定められている、世田谷区における都市農業の振興に関する計画（地方計画）を兼ねるとともに、『農業経営基盤強化促進法』（第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として位置づけています）。

計画の概要

●理念（キャッチフレーズ）

農と住が調和した魅力あふれる世田谷農業
～未来につなぐ「せたがやそだち」～

●基本方針

- 1 多様な農業者への支援（4施策・12事業）
- 2 「せたがやそだち」の流通促進（3施策・9事業）
- 3 農業生産・経営の安定化（3施策・9事業）
- 4 農のある暮らしの充実（2施策・7事業）
- 5 農地を守るまちづくりの推進（3施策・9事業）

●計画期間

令和元年度から概ね10年間

※詳細は、区のホームページでご覧いただけます。



農業者への支援

認定・認証農業者制度

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づく制度です。農業経営の改善目標（年間農業所得目標が300万円以上）を掲げた農業経営改善計画を農業者自らが作成し、区が世田谷区農業振興計画に照らして認定した農業者を認定農業者としています。

また、認証農業者制度は、認定農業者制度と基本的な内容はほぼ同様ですが、農業所得の目標額に区独自の認証基準（年間農業所得目標が200万円以上）

せたがや農業塾

せたがや農業塾は、区内の農業後継者が地域で育まれた農業技術を実践で習得するとともに、農業経営者と後継者、後継者同士の交流を深め、協力関係を築いていくことを目的に、区と区内JAにより平成3年9月より実施している事業です。

1期3年間の講習期間中に、先輩農家を講師に迎え、10種類程度の野菜や花き類について、土壌づくりから種まき、収穫までを実践で学んでいきます。

300万円未満）を設けている点で異なります。

令和6年4月1日現在、認定農業者58経営体92名（他市区町村在住の広域認定農業者1経営体・1名含む）、認証農業者35経営体50名を認定・認証しています。区では、認定農業者及び認証農業者を今後の世田谷農業の牽引役となる農業者として位置づけることにも、区内の農業を振興するため、各種施策により積極的に支援しています。



この他、土壌診断・病害虫防除・農業の使用方法等の講習会の実施、区外の先進的農業団体・優良農家の視察なども行い、農業の基礎的技術及び農業経営の基礎的知識を習得することにより、総合的な農業技術の習得を目指します。

令和6年1月までに、第1期生から第11期生の149名がせたがや農業塾を卒業し、現在第12期生が受講しています。



都市農地保全の取り組み

都市部における農地の多面的な機能が評価される一方で、都市部にある農地は地価が高いという特性を有しており、相続の発生に伴い、農地を売却したり、宅地へ転用したりなどにより、農地の減少に歯止めがかかっていません。このため、その対応が喫緊の課題となっており、区では農地保全に向けた活動に積極的に取り組んでいます。

都市農地保全推進 自治体協議会

世田谷区を含む都内38自治体にて構成される「都市農地保全推進自治

体協議会」は、都市農業振興や都市農地保全を推進するため、各種PR活動を行うとともに、国に対して農地関係法・都市計画関係法・関係税法等の改正を要望するなどの取り組みを行っています。

特定生産緑地制度 への移行促進

生産緑地として指定されている土地は、固定資産税の軽減や相続税納税猶予制度の適用を受けることができるといったメリットがある一方で、農地として、より厳格な適正管理義務と農業用施設以外への転用はできないなどの制限があります。

この生産緑地は、指定から30年が経過するとその指定を解除することが可能となります。令和4年には都内にある生産緑地の8割以上が30年目を迎えるため、宅地への転売等が

多発し、都市部での農地減少が危惧されてきました。
そこで、平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行されました。この制度は、土地所有者からの申請により、生産緑地の指定を10年間延長できるもので、土地の利用制限はありませんが、税制面での優遇も引き続き適用されます。
世田谷区では、指定から30年を迎える生産緑地の約9割が、特定生産緑地制度に移行しました。今後この制度への移行促進を図りつつ区内JAとも連携しながら都市農地の保全に取り組んでいきます。

世田谷区農福連携事業

区では、区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るため、令和3年度より農福連携事業に取り組んでおります。令和4年度には、農福連携事業の事業拠点とするため、粕谷二丁目の農地約3,400㎡を取得しました。

本事業では、障害のある方とともに農園管理を行い、障害のある方を対象にした農作業体験会の実施や収穫した農産物の販売、加工を実施していきます。今後、農園を通じた地域の方々との交流・連携や地域の事業者・団体との連携を進めていき、農地の保全や障害理解の促進、ひいては地域社会の活性化を目指していきます。



農の風景育成地区

農の風景育成地区とは、都内で減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継いでいくために、東京都が平成23年に創設した制度です。

農地や屋敷林が比較的まとまって残る地区を区市町村の申請により東京都が指定し、双方が協力して、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全し、育成していくこととしていきます。



区では、「農地保全方針」に基づき、農地保全重点地区の中で農地や樹林地の割合が高く、農の風景育成地区制度の趣旨に最もかなっている「喜多見四・五丁目地区」について、平成25年5月に東京都で第1号の指定を受けました。現在、都内で7か所が農の風景育成地区に指定されています。

世田谷区農地保全方針



区では、「世田谷区農業振興計画」により農業振興をはかりつつ、農地保全を進めるため、平成21年10月に「世田谷区農地保全方針」を策定しました。生産緑地及び宅地化農地、屋敷林等が1団で存在する7地区を、農地保全重点地区に指定し、生産緑地制度による農地保全とともに、地区ごとの特性に応じた農地等の保全策を講じて、農業振興等拠点整備を図ることとしています。

農地保全重点地区の取り組み

農地等の特性に応じて、宅地化農地の生産緑地追加指定や区民農園、苗圃等活用、屋敷林の市民緑地、保存樹林地等への重点的指定、保存樹林地の支援拡充などに取り組むこととしています。

農業振興等拠点の整備・活用

他の方策によっても保全できない農地は、一定の条件を満たす場合、区が用地を取得し、農業振興等拠点活用のために整備を図ります。農業振興等拠点とは、農地保全重点地区内で面積1ha以上、または群として合計面積1ha以上の規模の農地を都市計画公園・緑地に指定し、区民参加型農園や教育・福祉農園などに整備して活用していくものです。令和5年度末現在、7地区で8か所、約11・5haを都市計画公園・緑地として指定しています。

都市農業振興基本法と 都市農業振興基本計画

平成27年4月に『都市農業振興基本法』が施行されたことにより、都市農業の振興に関する基本理念を明らかにするとともに、政府に対して必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求めています。

また、この基本法の第9条に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成28年5月には国において都市農業振興基本計画が策定されました。

この基本計画に沿って、左表にあるように都市農地に関する法改正等が行われてきました。

都市農地と都市計画制度

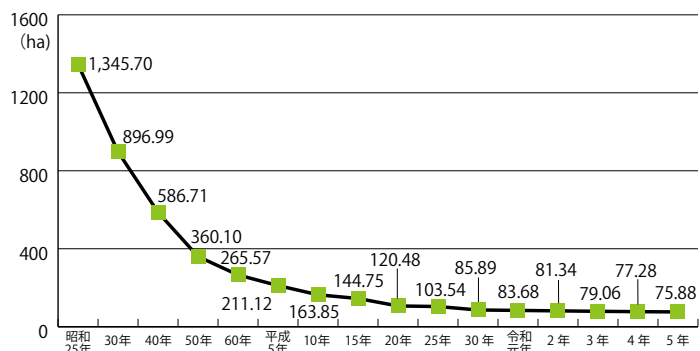
	法令制定	法・制度の趣旨
H 27 (2015) H 28 (2016)	都市農業振興基本法の制定 都市農業振興基本計画	都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換
H 29 (2017)	生産緑地法の改正 ・面積要件の引下げ (下限 500㎡→300㎡) ・特定生産緑地制度の創設	都市農地の保全・活用 ・小規模な農地の保全、道連れ解除の抑止 ・所有者等の意向を踏まえた農地の保全
H 30 (2018)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 ・生産緑地の貸借を円滑化	農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって都市農地を有効に活用

数字でわかる「世田谷の農業」

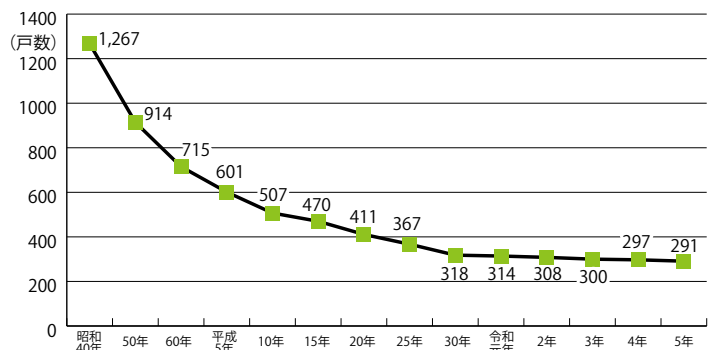
(令和5年8月1日現在)

※対象：経営農地面積10a以上の農家

◆区内農地面積の推移



◆区内農家戸数の変遷



◆農業従事者数

(単位：人)

年次	区分	年齢別							合計
		29歳以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	
令和5年	男	10	31	37	52	79	95	53	357
	女	3	7	21	45	61	64	58	259
	計	13	38	58	97	140	159	111	616
前年計		13	37	66	104	152	152	115	639
前年比		0	1	-8	-7	-12	7	-4	-23

◆経営部門

複数回答 (単位：戸)

年次/区分	野菜類	穀物類	花き類	果樹類	植木類
令和4年	244	24	45	148	20
令和5年	237	21	49	149	20
前年比	-7	-3	4	1	0

◆経営規模別農家戸数

(単位：戸)

年次/区分	10~30a未満	30~50a未満	50~100a未満	100~150a未満	150a以上	合計
令和4年	194	73	26	1	3	297
令和5年	185	77	24	2	3	291
前年比	-9	4	-2	1	0	-6

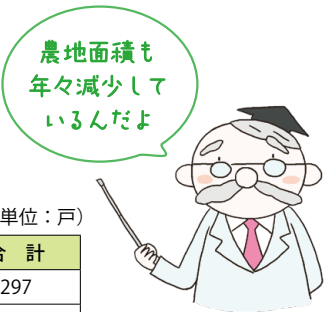
※経営規模面積＝自作地＋借入地

◆経営農地面積及び農家戸数の推移

(単位：農地はha、農家戸数は戸)

年次	区内経営農地 (ha)	農家戸数 (戸)
明治15年	2,006.53	(※1)
大正14年	3,525.25	(※2)
昭和5年	3,209.11	
昭和25年(※3)	1,345.70	
昭和30年	896.99	
昭和40年	586.71	1,267
昭和50年	360.10	914
昭和60年	265.57	715
昭和70年	211.12	601
昭和80年	163.85	507
昭和90年	144.75	470
平成元年	120.48	411
平成2年	103.54	367
平成4年(※4)	85.89	318
平成10年	81.34	314
平成15年	79.06	308
平成20年	77.28	300
平成25年	75.88	297
令和元年	75.88	291
令和2年	75.88	291
令和3年	75.88	291
令和4年	75.88	291
令和5年	75.88	291

※1 砵・千歳は除く
 ※2 田畑のみ
 ※3 昭和21年自作農創設特別措置法の制定
 ※4 平成3年生産緑地法改正



◆主な作物別作付面積及び収穫量

作物	作付面積 (a)	収穫量 (t)
野菜類		
小松菜	411.00	29.07
キャベツ	297.65	36.05
ジャガイモ	459.89	54.50
ブロッコリー	383.60	24.31
ほうれんそう	180.74	11.86
大根	408.92	75.98
枝豆	413.56	29.09
ねぎ	266.85	30.92
里芋	302.99	29.65
きゅうり	225.58	43.74
トマト	296.12	54.91
なす	229.73	33.05
サツマイモ	244.16	25.24
白菜	163.70	29.13
タケノコ	157.26	7.88
にんじん	92.73	11.62
カリフラワー	109.53	8.74
とうもろこし	179.70	16.47
ピーマン	87.51	6.17
いちご	21.60	2.17
かぶ	75.52	6.70
ごぼう	1.50	0.10
たまねぎ	117.87	20.94
レタス	46.00	3.75
その他の野菜	367.09	68.59
合計	5,540.80	660.63

作物	作付面積 (a)	収穫量 (t)
穀物類		
まめ類	24.34	1.07
その他の穀物	38.30	1.24
合計	62.64	2.31
果樹類		
くり	329.24	4.40
うめ	202.60	2.71
ぶどう	187.20	16.29
みかん	361.42	14.84
かき	139.45	3.03
ブルーベリー	217.60	3.24
その他の果樹	123.23	5.53
合計	1,560.74	50.04
花き類 (単位：千)		
花鉢物(個)	4.10	8.35
花壇苗(個)	73.75	223.00
観葉植物(個)	8.00	0.00
切り花(束)	121.32	28.35
その他の花き(本)	18.20	14.33
合計	225.37	274.03
植木類 (単位：本)		
さつき	46	6,102
ツツジ類	51	10,804
シャラ	21	1,010
ツバキ類	14	55
はなみずき	4	48
その他の植木	196	51,583
合計	332	69,602

いろんな種類の野菜や果樹などが生産されているよ



◆販売方法

(単位：戸)

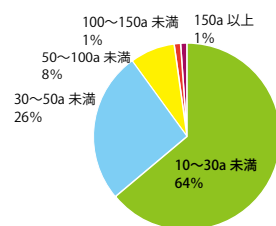
年次/区分	生産・販売している	販売方法 (販売している農家のみ。複数回答)					その他
		直販	市場出荷	JAの共同販売	特定の仲買人	契約販売	
令和4年	265	244	28	86	15	22	53
令和5年	256	233	29	85	14	23	53
前年比	-9	-11	1	-1	-1	1	0

◆農産物の年間販売額

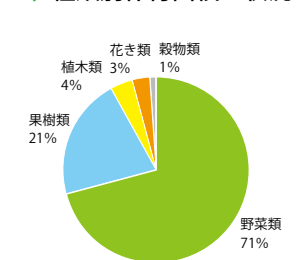
(単位：戸)

年次/区分	0万	15万未満	50万未満	100万未満	150万未満	200万未満	300万未満	400万未満	400万以上	合計
令和4年	32	24	50	64	29	28	29	14	27	297
令和5年	35	24	43	64	29	26	27	16	27	291
前年比	3	0	-7	0	0	-2	-2	2	0	-6

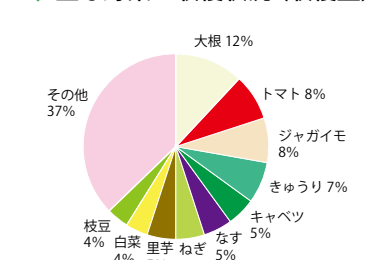
◆区内農家の農地経営規模 (農家戸数291戸)



◆種類別作付面積の状況



◆主な野菜の収穫状況 (収穫量)





【問い合わせ先】

世田谷区 経済産業部 都市農業課
〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7
☎03-3411-6658 FAX 03-3411-6635



※ 記事・写真・イラスト等の無断複写・
複製・転載を禁じます。

